

本内容は令和7年度補正予算政府案に基づいたものであるため、
事業内容について変更となる場合がございますことをご理解願います。

事務連絡
令和7年12月26日

南幌町農業経営者各位

南幌町役場産業振興課農政係

令和7年度地域農業構造転換支援事業の要望調査について

平素より本町農政にご理解ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

標題の件につきまして、農林水産省令和7年度補正予算事業の実施にあたり下記のとおり要望調査を行いますので、事業申請を希望される場合、必要書類をご用意のうえ令和8年1月16日（金）までに役場2階産業振興課までお越し願います。

期間が大変短く申し訳ありませんが、申請スケジュール上ご理解願います。

記

1 事業名 令和7年度補正 地域農業構造転換支援事業（農水省補助事業）

※農水省 HP

https://www.maff.go.jp/keiei/sien/R7_chiiki_nougyou/251223.html

2 事業内容

■地域農業構造転換支援事業（ポイント制）

【内 容】

成果目標の達成に必要な農業用機械・施設導入、農業用機械のリース導入の支援

【成果目標】 以下のいずれか1つの成果目標を選択

ア 経営面積の3割又は4ha以上の拡大

イ 付加価値額の1割以上の拡大

ウ 労働生産性3%以上の向上

労働生産性=付加価値額÷総労働時間（又は労働人数）

【取組内容ポイント】

①経営管理の高度化 ②環境配慮の取組 ③輸出の取組 ④女性の取組

⑤労働環境の改善

【補 助 率】

○購 入 事業費×3/10以内

○リース導入 リース物件購入価格×3/7

※補助上限額：3,000万円（法人） 1,500万円（個人）

3 助成対象者

地域計画のうち目標地図に位置付けられた扱い手
※経営規模等に照らして過剰な能力・規模の機械ではないこと
※事業費は各整備内容について 50 万円以上であること
※耐用年数はおおむね 5 年以上 20 年以下のものであること
(中古機械等の場合は残存耐用年数 2 年以上であること)
※軽トラック、倉庫等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性
の高いものを除く

4 要望方法 次の①～③の手順に沿って要望の手続きを行います。

- ①必要書類（青色申告決算書、見積書、カタログ等）を用意。
- ②記載要領を参照のうえ、経営体調書（要望調査・ポイント※エクセル）を入力
したものを用意。
- ③必要書類と②のデータを持参し、役場 2 階産業振興課までご来庁願います。

※成果目標イについては、事業の要件を満たす場合であっても、成果目標ポイントの合計点数が 20 点未満の場合は提出しないものとします。（不採択となる）

※成果目標ウについては、事業の要件を満たす場合であっても、成果目標ポイントの合計点数が 20 点未満の場合又は付加価値額が現状未満の場合は提出しないものとします。（不採択となる）

※配分基準に係る助成対象者の取組内容ポイント配分については来庁前に入力、
試算いただけますようお願いします。

※本事業は各経営体で実施している取組（成果目標ポイント、経営管理の高度化、
環境配慮の取組、輸出の取組、女性の取組、労働環境の取組）をポイント化し、
申請者個人ごとに計算を行った後、市町村ポイントと合計し要望申請を行い、
ポイント上位者から国の予算額の範囲内で採択となるものです。

5 必要書類

- ①導入予定機械等の参考見積書
 - ②導入予定機械等のカタログ
 - ③個人経営：青色申告決算書（損益計算書）の写し （令和 6 年度）
 - ④法人経営：法人決算報告書 （令和 6 年度）
 - ⑤その他（取組内容ポイントによっては上記以外に必要となる書類があります）
- ※配分基準に係る助成対象者の取組内容ポイント計算を行うためには令和 6 年度青色申告決算書（法人決算報告書）が必要となりますので、お忘れないよう
お願いします。

※導入予定機械等の参考見積書及びカタログについては、事業費及び補助額算出等申請のうえで不可欠となります。要望期間が大変短く申し訳ありませんが、お早めにご用意いただけますようお願いします。

6 留意事項

- ・本事業は令和7年度補正予算の早期執行のため、国において締切は2回に分けて実施されます。年度内執行可能分は第1回、4月以降執行分は第2回で要望調査が行われますが、スケジュールが非常にタイトとなるため、第2回目に提出することとします。

参考：「付加価値額」と「労働生産性」について

付加価値額

農業における事業活動により生み出された価値を表すもので、農業収入から農業生産に投入された財・サービスの費用を差し引き算出。当該機械の導入を含めた農業経営の取組全体により、目標年度（令和9年度）までに付加価値額の拡大を目指すものです。

【付加価値額の算出方法】

令和6年損益決算書等の資料に基づき「収入－経費＋人件費」で算出。

※1 売上高には農業関連事業以外の収入は含むことができません

※2 人件費＝給料手当、役員報酬、法定福利費、福利厚生費、賞与、退職金等全て含めて計算する必要があります。

労働生産性

労働生産性は、付加価値額を農業及び農作業受託に関わる総労働時間もしくは労働人数で割り戻して算出します。

労働生産性＝付加価値額÷総労働時間（農業及び農作業受託に関わるものに限る。）

又は

労働生産性＝付加価値額÷労働人数（農業及び農作業受託に関わるものに限る。）

※付加価値額及び総労働時間、労働人数は、助成対象者の農業経営全体の額及び時間、人数です。

【本事業についてご不明な点等ございましたら担当宛てお問合せ願います。】

南幌町役場産業振興課農政係 担当：間島

電話：011-398-7151（直通）

FAX：011-378-2131